

ヤングケアラーへの支援の充実に関する意見書

近年、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーと呼ばれる子どもが、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響を受けていることが問題となっている。

こうした中、国は、本年3月に、全国規模で行ったヤングケアラーの実態調査の結果を公表するとともに、5月には、厚生労働省と文部科学省が共同で設置したプロジェクトチームにおいて、ヤングケアラーの早期発見・把握や、スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実をはじめとする支援策の推進など、今後取り組むべき施策を取りまとめたところである。

ヤングケアラーが必要とする支援は、福祉、介護、医療、教育など、様々な分野に及ぶことから、こうした施策の推進においては、関係機関やNPOなどの相互の緊密な連携が不可欠である。

また、ヤングケアラーについては、家庭内のプライバシーに深く関わっていることや、本人や家族に自覚がないといった理由から、問題が表面化しにくい傾向にあり、社会的認知度の向上を図り、適切な支援につなげていかなければならない。

さらに、今回の実態調査では中学校と高等学校の2年生が対象とされたが、小学生や大学生を対象とした全国調査は行われておらず、それらの年代の家族ケアの状況やヤングケアラーの実態は明らかとなっていないため、より詳細な調査を行う必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、ヤングケアラーへの支援の充実を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 ヤングケアラーへの支援施策を一体的、効果的に推進するため、福祉、介護、医療、教育などの関係機関やNPO等の相互の連携強化を図ること。
- 2 ヤングケアラーの社会的認知度の一層の向上を図るため、広報啓発活動の充実、強化を図ること。
- 3 小学生や大学生を含めたより詳細な調査を行い、ヤングケアラーに寄り添った切れ目のない支援を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月8日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

} 宛(各通)